

新市まちづくり計画(新市建設計画)変更案に対する意見募集の結果について

No.	頁	項目	意見	意見に対する考え方
1	—	—	<p>パブリックコメントの初歩的なことだが、①市民に案内のしかたが、果たしてこんなやりかたでいいのか。8月16日の広報に、幅5cmたて10cmの記述掲示である。多くの市民は、見落とすということ。真剣さが無い。②「新市まちづくり計画(新市建設計画)」というでかい話だ。しかし合併は、2006年(平成18年)13年前だ。その計画案を変更するというなら、変更案の内容と説明を広報で知らせ、意見を求めることが大事。③13年間の実施した内容の検証が必要だ。④しかも、借金である合併特例事業債の発行計画が主な内容だ。⑤コメントを求める期間は一ヶ月。拙速すぎる。三ヶ月ぐらい必要だ。</p> <p>こんな乱暴なやり方で、大事な計画の意見を求めるのは隠蔽に値する。天皇の勅令に等しい。民主憲法の下では通用しないことを指摘したい。修正を求める。</p> <p>合併特例債の計画変更は、平成26年、今回と二度目らしいが20年間にのぼすという。</p> <p>背景として、「合併市町村の建設計画に盛り込まれた事業の実施に支障が生じている状況に鑑み」財政計画の変更を行うと記述されている。</p> <p>東日本大震災や、熊本地震を口実に、起債の延長が可能というが、津市には関係なしと思われる。</p> <p>たとえ変更が必要なら、①経過を検証し、②支障のある所の具体的な計画案を明示するべきである。③無駄な公共事業・施設にならないか、この中で具体的に明示し、市民の検証ができるようにするべきである。</p>	<p>広報紙での変更案の内容説明の必要性やパブリックコメントの周知方法・意見提出期間については、貴重なご意見として拝受させていただきます。今回のパブリックコメントの手続きは、本市の要綱に則り、意見募集のための広報津への掲載や市ホームページへの登載を行うとともに、過去の各種計画に係る意見提出期間も参考にして期間を設定し、変更案の内容について、市民の皆様からのご意見を求めたものでありますのでご理解願います。</p> <p>また、新市まちづくり計画は、合併前の10市町村で構成する合併協議会で策定された10市町村の思いが込められた計画であり、資料にも記載のとおり、合併後は新斎場や新最終処分場、産業・スポーツセンターの整備など、合併時に約束された事を合併特例事業債も活用しながら一つ一つ着実に実現してきたところです。</p> <p>今回の計画期間の延長については、国の法改正の趣旨にもあるように、地震等の影響による一部建設資材の全国的な不足により、本市においても建設工事の工期に遅れが出たものもあり、少なからず影響を受けているという現状や、例えば、小中学校校舎の長寿命化事業や消防施設・道路整備など、計画期間の終了年度に関わらず、将来のまちづくりのために継続して行うべき事業に対して有利な財源として合併特例事業債を活用し、財政負担の軽減を図ろうとするものです。</p> <p>なお、ご指摘のとおり、合併特例事業債はあくまで借金でありますので、活用にあたっては、将来の財政への影響を十分に勘案しながら、同事業債の活用を見込む事業について、毎年度の予算において具体的な内容を市民の皆様にお示してまいります。</p>
2	1	I 序論 1 合併の必要性	<p>④新市まちづくり計画は、12年前の合併の必要性が羅列されたままの記述が乗せられ、12年経過した実績の検証がされず、ずさんな内容だ。果たして合併は良かったのか、私は地方自治がこわれ、周辺自治体はもとより、旧津市ですら衰退、町がこわれており、もとに戻して考える時期ではないかと考える。市民アンケート調査などしたらどうか。</p>	<p>新市まちづくり計画は、合併前の10市町村で構成する合併協議会において新市の将来のまちづくりに当たっての基本的方向であるビジョンを提供するものとして策定され、新市の進むべき方向についてのより具体的な内容は、新市で策定する総合計画等に委ねるものと明記されています。</p> <p>このことから、合併後のまちづくりに対する検証については、新市まちづくり計画で示された大きな方向性に沿って合併後に策定した総合計画に掲げる具体的施策において随時検証を行っており、その結果については市ホームページで公表しているところです。</p> <p>また、ご提案の市民アンケート調査については、平成24年と平成28年に総合計画策定に当たって、市政への満足度などをお尋ねする市民意識調査を行っており、アンケート結果からは、津市の愛着度や市政への満足度が多くの施策分野で上昇するなど、これまでのまちづくりに対しては一定の評価をいただいていると捉えていますが、今後も市政運営に対して、市民の皆様との思いのズレが生じないように、様々な形を通してご意見を伺ってまいります。</p>
3	3	I 序論 2 計画策定の方針	<p>計画の期間のみ、20年間にすると変更されている。説得力はない。</p>	<p>新市まちづくり計画は、合併前の10市町村で構成する合併協議会において新市の将来のまちづくりに当たっての基本的方向であるビジョンを提供するものとして策定され、新市の進むべき方向についてのより具体的な内容は、新市で策定する総合計画等に委ねるものと明記されており、その方針のもと、現在は平成30年から計画期間とする総合計画に基づいて具体的な各施策に取り組んでいるところです。</p> <p>新市まちづくり計画で示された大きな方向性は変わっておらず、今回の計画変更については、計画期間のみ変更しようとするものです。</p>
4	6、7	II 新市の概況と特性 (3) 人口・世帯 (4) 産業規模	<p>3. 人口/世帯 平成12年国勢調査が掲示されているのみで、カビが生えたデータと言っている資料、何をいわんとしているのか。7ページも同じ。</p>	<p>計画変更において期間延長を行う場合、それに伴い変更が必須となる項目は財政計画の延長のみとなっております。ご指摘のとおり、現時点では古いデータとなりますが、計画に記載されている人口・世帯等は、合併前の計画策定時における10市町村の現状を示すものとして記載されたものであり必要な情報であると考えております。</p> <p>なお、新市まちづくり計画には、新市の進むべき方向についてのより具体的な内容は、新市で策定する総合計画等に委ねるものと明記されており、その方針のもと、平成30年から計画期間とする総合計画が進行中であり、当該計画の中で人口や産業の状況については、最新のデータを掲載しているところです。</p>

No.	頁	項目	意見	意見に対する考え方
5	21	Ⅲ 新市まちづくりの基本方針 5 将来の人口、世帯数などの見通し (1) 人口	平成26年における人口は、総人口を290,400人と記述しているが真実か。	平成26年の総人口は、平成18年の合併前の計画策定時に将来の見通しを示す推計値として記載されたものであり、実際の総人口とは異なっております。 なお、全国的に人口減少が進むなか、本市においても人口減少が進んでおり、平成26年の総人口は284,811人となっています。
6	29	Ⅳ 新市の施策 (2) 活力ある多様性を持った交流都市の実現 ① 交流機能の向上 ○ 公共交通の充実	「公共交通の充実」は、計画通り進んでいるか。津駅周辺は、食品スーパーの撤退で買い物難民化し、コミバスの要望が出ている。有事つと逆行だ。	「公共交通の充実」におけるコミュニティバスにつきましては、合併前の旧市町村で運行していたコミュニティバスや福祉バスを平成22年4月に「津市コミュニティバス」として再編し、以後も地域の皆様との協議を重ねながら停留所の新設、路線の延伸や変更等を実施してまいりましたが、利用者の減少や運転手不足によって運行本数の減少が続いております。 今後も地域ニーズと持続可能性を両立させたサービス提供を継続していくため、現在、令和2年度から計画期間とする第2次津市地域公共交通網形成計画の策定を進めており、その中で交通ネットワークの考え方などを整理し、買物や通院など地域のニーズに即した公共交通網の充実を図ってまいります。
7	31	Ⅳ 新市の施策 (2) 活力ある多様性を持った交流都市の実現 ② 自立的な地域経済の振興 ○ 公共交通の充実	「商業の振興」は、衰退あるのみの状況だ。津駅のアスト津の一階をご覧ください。空き店舗が目につく。	本市の商業振興に関する状況に関しましては、全国的な傾向と同様に、中心市街地をはじめとし空き店舗の増加や経営者の高齢化、後継者不足などが生じております。 これを踏まえ、商業の振興に資する施策として、商店街の後継者や新たに起業しようとする人材を育成・発掘し、個店の魅力アップや起業意欲の向上を促進するとともに、商店街組織と連携し賑わいの創出に取り組みながら、魅力ある店舗の情報発信を行うなど商業の振興に資する施策を継続して実施してまいります。
8	53	Ⅶ 財政計画 3 歳入・歳出推計	財政計画3 歳入/歳出計画推計について 変更後の数字の羅列は根拠をおしえて欲しい、折線グラフも欲しい。	歳入・歳出の推計につきましては、「新市まちづくり計画(変更案) Ⅶ 財政計画 2 作成方法」に記載の考え方で作成しており、算定の主な前提条件は下記のとおりです。 また、推計値の表現方法につきましては、過去からの推移や歳入・歳出の比較を一目で確認しやすいものとして、当初の計画策定時からこのような表形式を採用しております。 それぞれの区分の数値は、微増・微減を繰り返すものの、総じて大きな変化は見られず、グラフ化した際の特徴的な増減が見られないことから折線グラフを用いることはせず、今回もこれまでと同スタイルといたしました。 記 【歳入】 (1) 地方税 地方税については、現行税制度を基本とし、今後施行予定の税制改正や過去の実績等を踏まえ算定しています。 なお、個人市民税については、令和2年度から令和7年度までの津市の生産年齢人口の推移予測から、人口減少が見込まれるため、これを踏まえた上で算定しています。 (2) 地方譲与税、各種交付金 地方譲与税については、森林環境譲与税や自動車重量税譲与税、地方揮発油譲与税等の税制改正による影響や過去の実績等を見込んで算定しています。 各種交付金については、過去の実績等を踏まえ、消費税率の引上げに伴う地方消費税交付金、環境性能割交付金及び法人事業税交付金の増を見込んで算定しています。 (3) 地方交付税 普通交付税については、合併算定特例による段階措置を令和2年度まで反映し、地方税収入額の推移や合併特例事業債、臨時財政対策債の公債費の推移を踏まえて、算定しています。 なお、合併算定特例の段階措置により普通交付税は縮減していくものの、一方で交付税措置される合併特例事業債の償還額が増加することにより、段階的に縮減される額を上回るものと推計しています。 また、特別交付税については過去の実績等を踏まえ算定しています。 (4) 分担金及び負担金・使用料及び手数料 分担金及び負担金については、過去の実績等を踏まえ、使用料及び手数料については、過去の実績等のほか、消費税率引上げに伴う公共施設使用料の引上げによる増や幼児教育・保育無償化による減を見込んで算定しています。

No.	頁	項目	意見	意見に対する考え方
8	53	VII 財政計画 3 歳入・歳出推計	(前ページからの続き) 財政計画3 歳入/歳出計画推計について 変更後の数字の羅列は根拠をおしえて欲しい、折線グラフも欲しい。	(前ページからの続き) (5) 国庫支出金・県支出金 国庫支出金・県支出金については、過去の実績等を踏まえ、普通建設事業費や扶助費の増減や、幼児教育・保育無償化の影響も踏まえて算定しています。 (6) 地方債 令和2年度の継続費計上事業のほか、令和2年度以降も予定している事業や今後活用を見込む事業を踏まえた上で、臨時財政対策債は同水準で推移するものと算定しています。 (7) 諸収入その他 財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入については、過去の実績等を踏まえ、同水準で推移するものと算定しています。 【歳出】 (1) 人件費 人事採用計画に基づき採用退職者を見込んで算定しています。令和2年度からは、臨時職員が会計年度任用職員へ任用形態が変更されることに伴い、臨時職員の賃金が予算費目上の報酬へと変更されることにより、物件費から人件費に計上替えとなる増を見込み、その後は、採用退職見込み等を踏まえ、同水準で推移するものとして算定しています。 (2) 扶助費 幼児教育・保育の無償化について、令和元年度で半年分の増を、令和2年度以降について通年分の増を見込むとともに、過去の実績を勘案して、2%程度増加していくものと算定しています。 (3) 公債費 今後の地方債の発行予定額を推計し、その他元利償還金を平成30年度における利率等の借入実績を参考に試算した上で算定しています。 (4) 物件費 令和2年度は、会計年度任用職員に係る人件費への計上替えに伴う減を見込み、その後は、物価上昇や消費等による増加要因はありますものの、過去の実績や歳出抑制のための見直し等を踏まえ、同水準で推移するものと見込んで算定しています。 (5) 維持補修費・補助費等 過去の実績等を踏まえ、同水準で推移するものと見込んで算定しています。 また、補助費等については、令和2年度開催の国民体育大会のリハーサル大会及び令和3年度の本大会開催の経費を見込んで算定しています。 (6) 積立金 基金利息やふるさと納税による寄附金の積立として1億円を見込み、同程度水準で推移するものと見込んでいます。 (7) 繰出金 扶助費の増額傾向と合わせ、社会保障関係の特別会計への繰出金の増を勘案し、微増傾向(同水準)で推移すると見込んでいます。 (8) 普通建設事業費 令和2年度は、大型事業である久居アルスプラザの建設が完了することにより大幅に減となりますが、その後は、今後計画されている合併特例事業債活用事業を反映させるとともに、その他の普通建設事業については、過去の実績等を踏まえて推計しました。